

ICTサービス安心・安全研究会

消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG

モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合（第3回）

1 日時 平成28年11月7日（月） 16:00～17:30

2 場所 総務省第一特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

○構成員

新美主査、平野主査代理、相田構成員、石田構成員、北構成員、舟田構成員、
森構成員

○モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム

関口主査代理

○総務省

高市総務大臣、金子総務大臣政務官、太田総務大臣補佐官、福岡総務審議官、
富永総合通信基盤局長、巻口総合通信基盤局電気通信事業部長、秋本総合通信
基盤局総務課長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、徳光消費者行政
第一課長、内藤料金サービス課企画官、渡部料金サービス課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

① 「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」検討状況報告

② 取りまとめ

(3) その他

(4) 閉会

【新美主査】 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合第3回を開催いたします。

本日は、長田構成員がご都合がつかないということで欠席のご連絡をいただいております。また、森構成員は遅れて到着されるというご連絡がございました。

では、議事に先立ちまして、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【渡部料金サービス課課長補佐】 お手元に配付しております資料について確認させていただきます。

本日の配付資料は、議事次第に記載されております資料1、2及び参考資料1から3までとなっております。資料1、2及び参考資料1の一部につきましては、構成員限りの情報が含まれており、「構成員限り」となっておりますスライドにつきましては、質疑の際、ご配慮いただきますようお願いいたします。構成員及び事務局のみに配付しており、会議終了後、回収させていただきます。

以上、ご確認をお願いします。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

本日は、金子政務官にご出席をいただいております。

なお、高市総務大臣、あかま副大臣は、公務のため、途中からご出席なさるというご連絡をいただいております。

それでは、議事に入ります。

まず、第1回会合でご紹介したとおり、本会合の下部会合といたしまして「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」を、これまで2回の会合を開催しております。ここまでの検討状況のご報告をお願いしたいと存じます。

それでは、ワーキングチームの関口主査代理よりご説明をお願いいたします。

【関口ワーキングチーム主査代理】 今、ご紹介にあずかりました主査代理を務めております関口でございます。本日は山内弘隆主査が海外出張でご不在のため、私がかわりに中間報告をさせていただきます。

このワーキングチームは、1ページ目の趣旨でございますように、モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β につきまして、移動体事業の事業の多角化、各企業が多角化を進めている関係から、 β についての移動体事業のリスクの反映方法等が課題となりつつありまして、事業者間の公平性確保の観点も踏まえつつ、適切な算定方法を検討す

るという趣旨でワーキングチームがつくられたものでございます。

この β というのは、そもそも企業の相対的なリスクの大きさをはかるものでありまして、個別株式市場の値動きへの感応度を調べる値でございますが、この β に関しまして、省令に規定する移動電気通信事業そのものに係るリスクと、それから会社が資金調達をしている関係から財務状況に係るリスク、この勘案をどのように行うべきかということが検討事項の1つでございます。それから2番目として、 β については、計測期間をどのように設定すべきか。それから、この計測期間をどのように設定すべきかに加えて、それを月次ではかるのか、週次ではかるのか、日次ではかるのかによっても値が変わってくるという、なかなかさまざまな動きを示す値なものですから、ここをどのように公平性の観点から詰めていったらいいかということが問題になりました。特にこの接続料に関しましては逆さや問題という形で、過去、随分長い間にわたってさまざまな面から公平性担保のために格差是正のための試みを行ってまいりまして、既にガイドライン化が実現しているのですが、この β の解釈がまだ幅があるということから、今回、できるだけ解釈の幅を狭めたいという趣旨で検討を行いました。

10月6日に第1回会合を行いまして、10月20日、第2回会合、この2回でヒアリングを含めまして論点整理まで至っております。本日はこの第2回までの中間報告でございまして、実はあさって最終会合の取りまとめを予定しておりますので、机上配付の赤枠の中に数字が入っているところについては、まだ確定前の数字であるということもありません。取り扱いにはご配慮をいただきたいと思っております。

構成員に関しましては一番下のところでございます。

次の2ページ目のところでございますが、移動体通信事業における接続料の位置づけということで、ここでは音声、それからデータ、両方についてございますが、音声接続の場合には、違う会社のユーザに違う会社の携帯ユーザが電話をしようとするときには、ご自身の持っている、ここで言うと左側のAですよね、Aが契約している携帯事業者の鉄塔のところへ飛んで行って、そして接続ポイントを通過して事業者Bのネットワークに入った上で携帯ユーザのところへ電話がつながっていくという形で接続というのが関係してまいります。これに対してデータの場合、実はここには省略されておりますが、データはほかの事業者のネットワークを使わずに自社の中で完結しますので、例えばAのユーザがインターネットを使うときには、左側の事業者Aの携帯電話網だけで完結いたします。ただ、MVNOが入ってきますと、一番下のところの絵に入りますけれども、MVNO Dのユーザ

は、ネットワークを維持している、要するに鉄塔を持っている事業者Cの鉄塔にまず入っていくので、このタイミングでMVNOと契約しているユーザXがCのネットワークを使うということから、接続料が発生するという関係になります。

1枚おめくりください。3ページ目は、二種指定設備制度の概要でございます。赤枠に書いてございますように、相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」、ここに着目して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保することから、非対称規制として設けられた制度ですが、実は固定系のほうの設備制度に大きく依拠しておりまして、こちらをある程度まねるような形で制度をつくり込んでおりますが、最も違っている点は、接続関連規制という四角の枠の3番目のところで、接続約款は認可制でございますが、モバイルのほうは届出制という形で規制を緩めておりますので、ここから強制力がない検証になってくるところが固定系と移動系の大きな違いでございます。

次の4ページ目のところは、モバイル接続料の算定方法でございます。接続料は、事業者が設備投資をした投資に対して一定の利潤を保障するという観点から、コストプラス適正利潤という形で算定を行います。他人資本のほうは、資金調達の先、貸付先に利息を払わなければいけないという確定値ですが、自己資本費用のほうは実は実額でキャッシュが流れて出ていくわけではございませんので、一定のルールに従って計算をしなければいけないというのが3番目のところでございます。投資をしたレートベースに自己資本比率を乗じ、さらに自己資本利益率を乗じて算定をいたします。この自己資本利益率を算定する一番下のところで、リスクフリーレートプラス β 掛けるマーケットプレミアムというところで、この赤字で強調してありますように、各社独自の β があるがゆえに幅ができてしまうということでございます。

次の5ページ目の検討状況報告でございますが、まず、リスク勘案の方法という形で、時間の都合から少し下のほうに飛びますけれども、方向性というところで、現時点で移動通信事業の比率が最も高いNTTドコモの株価 β をもとに算出するという方向で検討しております。財務リスクの算定方法につきましては、一般的な方法、ハマダ方式というのがとられていますが、それで統一をします。それから、移動通信事業のリスクは低いと考えられるため、算出したリスクが主要企業のリスクより高い場合には、キャップを設けまして、主要企業のリスクと同じ $\beta = 1$ という形でキャップをかけるということになっております。

論点②、右側に移りますが、計測期間の設定につきましては、 β の計測については3社がそれぞれ違う期間で計測を行っているという実態がございますので、論点にありますように、計測期間の相違による事業者間の公平性を担保すると。それから、通信方式の高度化、携帯電話サービスの普及率の向上、移動通信の利用の変化などの事業環境、少なくとも3G、4G、5Gと大体5年ぐらいのスパンでは大きく変わっており、そのような事業環境の変化がかなり早い業界ですので、そういったことを踏まえた継続期間を設定したいということで、方向性としては、移動通信事業の変化の早さ、公平性の観点から、数年間の移動平均。現在では大体3年程度と考えておりますし、それから、株価の採録頻度については先ほど申しあげました月次、週次、日次とあるうちの日次をとったかどうかという方向で検討を進めております。

最後のページですが、これまでの見直しの結果でございますが、2014年度算定接続料における β ・データ接続料は、月額がここに書いてございますが、ワーキングチームの方向性を踏まえた試算 β 及び試算データ接続料については、全てが赤字になってございます。机上でござらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見ございましたらよろしくお願ひします。森さん、よろしくお願ひします。

【森構成員】 専門的なことですので、私が何か申し上げられるわけではないのですが、最終ページを拝見いたしますと、2014年度の接続料よりもこの試算のほうが低くなっているということは重要なのではないかと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

【関口ワーキングチーム主査代理】 ご指摘ありがとうございます。このデータ接続料については、幅を縮めるということにはある程度貢献できたと理解しております。ただ、実は現在のレート・オブ・リターン方式という、総括原価方式とも言われていますが、適正原価に適正利潤を加えたものということについては、この2回の会合の中で相当詰めました。幅は現在に比べて1割程度おそらく抑えることができたと思うのですが、ただ、この3社の財務構造の違い等もございますので、この格差をこれ以上縮めるということについては少し違う角度からの検討も必要と考えておまして、その意味で、この接続料格差を

今以上に縮めていくことについては今後とも検討を進める必要があると考えております。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

続きまして、前回会合でご提案したとおり、取りまとめに進みたいと考えます。モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合取りまとめ(案)につきまして、事務局からご説明をよろしく申し上げます。

【内藤料金サービス課企画官】 それでは、資料2に基づきまして事務局より説明させていただきたいと存じます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページをごらんください。まずは、スマートフォンの料金についてとしております。前回の議論を受けまして、こちらでは3点掲げております。

まず1点目は、昨年のタスクフォースの議論を踏まえ、大手携帯電話事業者におけるライトユーザ・長期利用者向けの料金プランなどを導入する一方、低廉な料金プランを提供するMVNOがさらに拡大を続けており、今後の料金低廉化は、大手携帯電話事業者とMVNOの公正な競争を加速させていくことで促すことが効果的である。

2点目として、そのためには、MVNOが大手携帯電話事業者に支払う接続料の適正化などによる競争環境の整備、SIMロック解除の円滑化や端末販売の適正化など、利用者がより自由に通信サービスと端末を選択し、利用できる環境の整備を推進していくことが必要である。

また、3点目として、前回、ライトユーザの方がきちんとライトユーザ向けのプランを選択できるようにすべきとのご意見をいただいております。それを踏まえまして、事業者は、適合性の原則の趣旨を踏まえ、適切な説明を行うことが適当であるとしておるところでございます。この適合性原則につきましては本年5月に施行されております。具体的には、下の部分に括弧書きで書いてありますけれども、電気通信事業法施行規則という省令の中に、利用者への説明に際して、「利用者の知識及び経験並びに当該電気通信役務の提供に関する契約を締結する目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない」という形にされております。この趣旨によりますれば、高齢者の方などが仮に通話中心で契約をする旨を示しているときには、必要以上のデータ通信量の契約プランをお勧めするのではなくて、その契約目的を踏まえて、少ない

データ通信量のプランについて説明するということが望ましいこととなります。

次に、2ページにお進みいただければと思います。こちらがSIMロック解除についてでございます。こちらは大きく4点に整理しております。

まず1、不適切な行為の防止のための必要最小限の措置についてですけれども、まず①については、不適切な行為の防止のためにSIMロック解除に応じない「最低限必要な期間」については、端末代金の初回の支払いが確認できる時期を踏まえ、現状の6か月よりも短い合理的な理由が認められる期間とすべきであるとしております。

ここの合理的な理由が認められる期間ということなんですけれども、こちらについては参考として4ページを先にごらんいただければと思います。こちらで、端末購入から初回の端末割賦代金支払いまでの流れというものを示しております。端末を多くの方が今、割賦で購入しているわけですけれども、割賦で購入した場合に、初回の支払いというものは各事業者とも購入から2か月後に期限が来ることになっておりまして、その支払い期限は月末までとなっているということでございます。仮にその端末を悪意を持って入手しようとしているという方につきましては、そもそもこの初回の支払い自体を行わないケースが多くて、2回目までを払ってその後支払わないといった形は相対的にはかなり少ないという状況のようです。このため、債権保全の観点からは、事業者は少なくともこの1回目の支払いというものを確認する必要があるということで聞いておるところでございます。このため、3か月程度プラス確認に必要な期間というものが、最低限、債権保全のためには必要であるということで聞いておるところでございます。

それでは、2ページにお戻りいただければと存じます。今のが1点目でございますけれども、次に②としまして、こちらについては代金債務の履行がなされていない端末について、ネットワーク側で利用を制限する措置を事業者は行っており、自社ネットワークを利用するMVNOでの利用も制限できるということを踏まえれば、自社ネットワークを利用するMVNOのサービス利用者による利用を制限するSIMロックを設定することは、必要最小限の措置には該当しないことを明確化すべきであるとしております。補足をさせていただきますと、こちらで触れておりますネットワーク利用制限というものは、債務の履行状況に応じまして、自社のネットワーク内において端末の利用を禁止できるため、債権保全の手段としては非常に強力な措置となっております。この自社ネットワークを利用するMVNO向けのSIMロックについては、このネットワーク利用制限と重複してかけられているという状況に現在はなっております。また、SIMロックは一定の場合には解除

可能とされておりますけれども、ネットワーク利用制限におきましては、実際、債権が履行できない段階でその端末の利用を強制的に停止できるという効果があり、債権保全においても非常に強力な手段となっております。SIMロック解除ガイドラインにおいては、SIMロックは債権保全のための必要最小限の措置として認められているにすぎないものですので、自社ネットワークを利用するMVNO向けのSIMロックは必要最小限の措置とは言えないのではないかと趣旨で、このようにしております。

次に、2つ目の四角として、長期利用者などの既存利用者の機種変更の場合のSIMロック解除について挙げております。

この点につきましては、先に5ページをごらんいただければと思っております。こちらは、各社の新規契約と機種変更における端末代金の未払いの発生状況を挙げております。経営情報に当たりますので、具体的数値は構成員限りでお示しさせていただいておりますけれども、各社とも、新規契約の場合の端末購入の場合のみならず、機種変更の場合においても端末代金の不払いが相当程度発生しているという状況が見てとれるかと存じます。もちろん、機種変更のほうが新規契約よりもボリューム、絶対量が大きいということがありますので、発生比率で見ると機種変更のほうが少ないということにはなりますが、債権保全という観点からすれば、機種変更の場合の損害というものも大きなものになっているという状況でございます。こうしたことからすると、既存利用者であるからといって、SIMロック解除というものを一律に緩和するのは実際には難しい状況にあると言えるということでございます。

2ページに、戻っていただければと思っておりますけれども、このため、過去にSIMロック解除を行った既存の利用者など、SIMロック解除のニーズが明らかな利用者に対して柔軟にSIMロック解除に応じることについて、利用者利便の観点から、事業者において早急に検討すべきであるということを書いてございます。今回の会合に際しまして、実際に各事業者からの発表の中でもユーザニーズが既存利用者についてあるとの発表がございましたので、まずは各社においてユーザニーズを踏まえながら対応を図っていただくということを検討いただければよいのではないかとしております。

次に、2、解約後端末・中古端末の扱いです。こちらにつきましては、解約後の端末や中古端末についてもSIMロック解除に応じることが望ましいけれども、上記1によりまして、解約時期によってSIMロック解除ができないケースが限定的となり、利用者が解約時にSIMロックを解除すれば、SIMロックが解除されていない中古端末も減少する

と考えられる。

このため、事業者は、利用者が役務契約の解約をしようとするときには、上記1を踏まえ、原則としてSIMロック解除に応じ、そうでない場合にもSIMロック解除に係る条件及び手続の案内を行うべきであるとしております。

このような形で、解約をするユーザに対しては、原則として条件を満たしている方にはSIMロック解除をしていただいて、まだ条件を満たしていない方には、解約後であっても、条件を満たした場合にこういった手続を踏めばできるということを案内いただければ、中古端末において解除されていないものというのは必然的に縮減するのではないかと考えております。

次のページにお進みいただければと思います。SIMロック解除の3つ目の論点といたしまして、不適切な行為の防止のためのSIMロック以外の方策としております。こちらは、SIMロックよりも、先ほど触れましたけど、ネットワーク利用制限についてさらなる活用を図れないかという内容となっています。SIMロックは、事業者の債権の保全のために、適切に債務を利用している利用者の端末の利便性を損なう面もあるため、事業者間で代金債務の履行がなされていない端末の情報を共有することによるネットワーク側での利用制限措置の活用強化など、将来的には、不適切な行為の防止に関するSIMロック以外の利用者にとってより制限的でない方策も視野に入れて議論していくことが望まれるとしております。こちらにつきましては、事業者間の協議なども必要であるということで、現時点で直ちに実施できるという性質でもないこともございまして、将来的な課題として挙げさせていただいているところでございます。

SIMロック解除に関しての最後の論点として、4、SIMロック解除端末の機能制限としております。事業者によっては、SIMロック解除端末であったり、SIMフリー端末も含めまして、MVNOユーザではテザリングなどの機能が使えない場合もあつたりということがございましたけれども、こういったケースにつきましては、今後も事業者において改善に向けた努力が必要であるという形にさせていただいております。

次に、6ページにお移りいただければと存じます。こちらは、端末購入補助の適正化についてとなっております。こちらでは6つの項目を挙げております。

まず1、通信契約奨励金につきましては、販売代理店に支払う通信契約の締結の媒介などの業務に対する通信契約奨励金について、期間限定で、短期的に増額される場合は、利用者への還元につながりやすい性格を有すると考えられるが、MNPを条件とするものは、

特に利用者間の不公平の増大につながりやすいことから、端末購入補助とみなすことが適当であるとしております。

次に、2の通信方式の変更を伴う場合の割引についてですけれども、こちらについては、ガイドラインにおいては、同一事業者内でのフィーチャーフォンからスマートフォンへの変更など「通信方式の変更を伴う場合」には、端末購入補助が許容される範囲を緩和しているということで、実際には数百円程度で販売することができるようになっております。しかしながら、他事業者からのMNPを伴う通信方式の変更の場合についても、公平に競争できるように、スマートフォンを利用しやすくする観点から、同様に端末購入補助が許容される範囲を緩和することが適当であるということで、MNPを伴う場合は1万円程度からという実質負担が今ありますけれども、これについて自社内でスマートフォンに変える場合と他社でスマートフォンに変える場合とを同じように数百円程度にできるようにしてはどうかという形で書いております。

これの2つ目の四角になりますけれども、この場合、他事業者の利用者が通信方式の変更を行うものであるかについては、他事業者における通信契約が確認できる書面などの提出によって確認することを求めることが適当であるということとしております。この点については1回目でも若干確認の方法について議論がありましたが、一つの考え方としてこのようなものをお示しさせていただいておるところでございます。

次の3点目の廉価端末・型落ち端末につきましてですけれども、こちらはガイドラインでは、「廉価端末」、「在庫の端末の円滑な販売を図ることが必要な場合」については、端末購入補助が許容される範囲を緩和しているということで、こちらも数百円で現在販売ができております。このような端末について、ガイドラインを全く適用しないこととするのは、利用者間の著しい不公平につながり得るため、適当ではないとしております。安い端末であるからといってキャッシュバックを大量につけるということであるとすると、ガイドラインの趣旨に反することになってしまうので、難しいのではないかと考えております。

この議論も踏まえまして、次の4点目を設けております。こちらは、端末を購入する利用者に求める合理的な額の負担としておりますけれども、現在は、最新の高価格の機種が実質1万円程度の水準となっておりまして、廉価端末や型落ち端末に認められている実質数百円程度の水準とあまり大きな開きがないという状況になっております。これがゆえに、廉価端末や型落ち端末の販売が困難になっていると考えられます。この点、ガイドライン

の原則の考え方は「合理的な額の負担」となっておりますけれども、こちらについて、そもそも合理性の判断基準というものをさらに充実させていくことが適当であると考えられるとしております。こちら、補足になりますけれども、現行ガイドラインでは、「端末の調達費用に応じ、合理的な額の負担を求めることが適当」とされているということでございまして、高く調達したものはそれなりに高めの実質負担を、安いものは安いなりの実質負担をという条件になっておりますけれども、これが皆さん実質負担が1万円程度だと同じ水準に張りついてしまっているというところがありますので、このあたりをもう少し具体化できるとよいのではないかとこの形としておるところでございまして。

次のページに移っていただきまして、5点目がMVNOへのガイドラインの適用についてとなります。この点については、前回出席いただいたMVNO2社からのコメントを会議の場でもいただいておりましたけれども、そのほかのMVNOについてもどのように考えているのかということについて承知しておく必要があると存じまして、事務局からテレコムサービス協会のMVNO委員会においてこの点をご検討いただきました。意見をいただいております、こちらを参考資料の2におつけしております。

お手元の資料を見ていただければと存じますけれども、ごらんいただくと、そもそもガイドライン上問題となる端末購入補助というものはMVNOではあまり行っていないということでもありますけれども、やはりガイドラインの適用がMVNOにとって負担となる可能性もあるということなので、実態もないのに不必要な規制を行うべきではないとの観点から、ガイドラインの適用は希望しないとなっております。ただし、大手携帯電話事業者のサブブランドについては抵触のおそれがあることから、そのようなMVNOについては適用拡大を希望するというので、MVNO全体としては適用を希望しないけれども、一部事業者については適用できないかというようなご意見となっております。

こうした意見もいただいたところもありまして、この5の部分ですけれども、まず1点目としては、ガイドラインの適用対象は、通信料金の高止まり、利用者間の不公平、MVNOの新規参入・成長の阻害を招くおそれがあるとの観点から、現在、大手携帯電話事業者となっている。

2点目として、MVNOが不適正な端末購入補助を行い、利用者間の著しい不公平やほかのMVNOの新規参入・成長の阻害を招くおそれがないかということ注視して、必要に応じガイドラインの適用範囲について検討していくことが適当であるという形としてお

ります。

最後に、総務省によるモニタリングについてとしております。

これに関しましては、まず1点目が、ガイドラインを受けた事業者間の競争状況について注視するため、総務省において、携帯電話市場の競争環境に係るデータ収集に努めることが適当である。

2点目として、端末購入補助について、大手携帯電話事業者の下取り価格に市場価格との乖離があるかどうかも含めて、ガイドラインに沿った適正な運用となっているか、総務省において引き続き確認していくことが必要である。

そして3点目として、大手携帯電話事業者が端末購入補助の抑制で得られた原資を固定系通信市場——光ファイバー等の市場ですけれども、他市場での割引原資に転嫁するなどして、公正な競争環境を阻害していないか、総務省において注視していくことが必要であるとしておるところでございます。

続いて、最後に8ページにお移りいただければと思います。こちらがMVNOの競争環境についてとしております。

まず、1のモバイル接続料の算定方法の適正化につきましては、先ほど関口主査代理よりもご紹介がありましてとおりの検討状況でございます。その取りまとめを踏まえまして、算定における事業者間の公平性及び接続料負担の適正性の確保の観点から、算定方法の適正化を図ることが適当であるとしております。

次に2点目として、大手携帯電話事業者のグループ内外のMVNOの公正競争についてですけれども、こちらは、グループ内のMVNOとそれ以外のMVNOとの間で、費用負担、品質などの提供条件の面で公正な競争環境が確保されているかについては、電気通信事業法に基づく卸役務の届出内容の整理・公表を通じて、総務省において分析・検証を進め、その結果を示していくことが適当であるとしておるところでございます。

この点につきましては、前回会合の際には、この整理・公表というものがまだ済んでいない状況であったのですが、去る10月28日に公表を行いました。この公表した内容について参考資料の3としてご用意しております。本日は時間の都合もございますので、詳細については説明いたしませんけれども、卸契約についてもこのように届出を受けるようになることで、総務省において公正な競争条件が確保されているかということについて検証が可能になっているということとともに、その概要を公表することを通じまして、MVNOにつきましてもどのような条件が利用可能なのかということについての手がかりを得

ることができるということで、それをもとに個別の交渉を行っていただくことが期待できるのではないかと考えております。

また、3の卸契約に関するルールにつきましては、大手携帯電話事業者とMVNOとの協議の円滑化については、接続の利用を中心としたルール化が図られているが、このようなルールが設けられておらず、相対取引により個別に契約を締結可能な卸役務については、電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁、協議命令、裁定などの紛争解決手続を通じて解決を図ることが適当であるとしております。

最後の4の接続料精算の可能性については、予見可能性の面で課題が指摘されているデータ接続料の当年度実績に基づく遡及精算は、接続料の急激な変動がある場合、今の現象面ですと低廉化が続いているということでございますが、このような場合に適用されるものであり、データ接続料が低廉化している現状では、費用負担が実際のコストに合ったものとなると考えられます。一方で、この現行の仕組みにおいて予見可能性をどのように向上するかという点につきましては、MVNOにおいても具体的な方策を検討することが期待されるということで、MVNOにおいても、もう少し具体的などのようにするのかという改善案を考えていただけないかという形にしておるところでございます。

資料2の説明は以上でございますけれども、参考資料1につきましても若干ご説明申し上げたいと存じます。こちらは、基本的に前回の事務局説明資料につけていた資料をメインとしておりますが、一部、新しい資料を追加しております。

まずは、6ページ目のところになりますけれども、これは第1回目の会合で北構成員から要望のありました大手携帯電話事業者とMVNOのモバイルナンバーポータビリティの状況について取りまとめております。これは大手3社から情報をいただいて作成したものになっております。詳細は構成員限りとさせていただいておりますけれども、傾向といたしましては、28年度の上半期は対前年度同期比で、大手携帯電話事業者への転入は減少している一方で、MVNOへの転入は増加しているという状況になっておるところでございます。

次の7ページが、これは前回、MVNOから指摘のございました端末の下取り価格についての現状について参考として挙げさせていただいております。まだ前回の指摘を受けて全ての事業者が指摘のあった端末について下取り価格を見直ししているわけではございませんけれども、基本的には近日中に見直す方向として聞いておりますので、補足させていただきます。

次の8ページは、先月7日に携帯事業者4社に対して行った行政指導・報告徴求の結果となっております。これは、クーポンの適用によりまして事業者によっては実質0円近くであったり0円以下となっておりますけれども、これについては11月以降は実質5,000円程度に見直されるということで、既に各社から措置をとっていただいているという状況でございます。ただ、この際に、ほかにも不適正事例があったということで各社からも報告がございました。各事業者とも、総務省が指摘した以外にも異なる種類のクーポンを発行していたほか、先ほど端末購入補助ガイドラインのところで触れましたとおり、期間限定の奨励金を出している事業者もいたということでございまして、これによって実質0円以下につながるような事例もあったことが判明しております。こういったことにつきましては、各社において再発防止策を講じていただいているということで報告をいただいているところでございます。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見ございましたらどうぞよろしくお願いたします。どうぞ、石田さん、お願いします。

【石田構成員】 今回、適合性の原則を入れていただいたということは、どうもありがとうございました。

それと、2ページ目なのですがすけれども、SIMロック解除について、解約後の端末・中古端末の扱いというところで、解約をしようとするときは原則としてSIMロック解除に応じて、そうでない場合もそれを案内すべきであると、なっていますが、SIMロック解除については、店頭等では費用がかかるということもあって、その時点でSIMロック解除をしないという方もいらっしゃるのかなと思います。ですけれども、後日、家族間利用が発生しても、後ではSIMロック解除ができないので、そういった旨は適切に案内をしていただくということが必要かと思えます。できれば解除料なしでSIMロック解除をしていただけるいいと思っております。

それと、今後、MVNOさんが増えてくるということが予想されるわけですがすけれども、そうした場合に、現状では音声付きのSIMの場合は初期契約解除等もございませんので、そういったことと、MNOさんのサービスも多種多様になってきているということですので、きちんと説明して、選択ができるものが提供されるということはとてもいいことなので、その説明をしていただきたいということを追加でお願いします。

【新美主査】 ありがとうございます。ご要望ということですが、何かこれについてコメントなり何なりがございましたら。はい、どうぞ。

【相田構成員】 解約後のSIMロック解除について、私もこれで今後についてはかなり改善されるんじゃないかなと思う一方で、これまでしばらくの間、どうにもSIMロック解除ができなかった期間があったということ踏まえて、可能であれば、あまり無理は言わないと思いますけど、何らかの経過措置として、6ページのところを見ると、「契約内容が確認できる書面等の提出によって」というような言い方もあるので、過去に契約したことが契約書類等あるいは請求書等々で確認できるような場合は、事後にSIMロック解除に応じるというようなことを少しやっただけると大変ありがたいかなと思いました。

【新美主査】 ありがとうございます。今のような具体的なご提案があったのですが、事務局のほうで何か考えているところはございますでしょうか。

【内藤料金サービス課企画官】 事務局から、まず補足として、解約時のSIMロックが有料か無料かという部分でございますけれども、現状、各社ともオンラインで手続する場合は無料になっているということなので、店頭でSIMロック解除そのものをしなくても、場合によっては店頭にいっしょの方でも、ネットでこういう手続を踏むと解除できますということをご案内していただければ、実際には無料解除ができるということになってこようかなと思っておりますし、場合によっては契約解除そのものをオンライン、電話等で行うことができますので、その際にはSIMロック解除に必要なコードの発行をその場で行ってしまうということによって、解除を無料で行うことができる形で促すことができるのではないかと考えておるところでございます。

あと、中古等についての対応部分というところは、我々としても望ましい部分はあるとは思っております、先ほどの1の2つ目の四角と同じでございますけれども、利用者のニーズを踏まえながら各社対応していただく部分というのは、当然、SIMロック解除ガイドラインそのものの部分と別にはあろうかと思っております。なので、各社それなりにニーズを踏まえながら対応していただく部分はあってもいいということであろうと思っておりますけれども、SIMロック解除をどこまで義務的にするかというところからは、このような形で考えられるのではないかとこの形で書かせていただいているところでございます。

【新美主査】 現状はこの方式でということですが、相田先生、今の回答でいかがですか。

【相田構成員】 将来的には改善されると思っておりますけれども、ぜひ過去の分についてもで

きるだけ事業者さんにユーザニーズを踏まえて対応していただくようお願いしたいと思
います。

【新美主査】 ありがとうございます。

そのほかにご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。北さん、何かありますか。

【北構成員】 たくさんあるので順番に、まず1ページ目からですが、細かいところから
行きますと、一番上に「大手携帯電話事業者においてライトユーザ・長期利用者向けの」
とありますが、最近、データヘビーユーザ向けも出ています。ギガモンスターとか、いろ
いろMNOさんも頑張っていらっしゃるので、それを書いていただきたいということ。次
に、一番下の四角「利用実態に対応した料金プランを選択できる」というのはそのとおり
なのですが、実際は代理店さん、あるいはショップスタッフがそのようにはできない状況
になっているのです。ちょうど先ほど、私に、ある代理店さんのショップスタッフから大
量の要望書が送られてきました。その中の1つに、そのまま読んでしまうとどのキャリア
かわかってしまうのでぼかして言いますが、要は、より上位のプランを獲得すると評価が
上がる店舗評価指標になっているので、ほんとうにお客様にぴったりの料金プランを説
明・お勧めできないような状況に追い込まれているということです。「お客様が自由に商品
とサービスを選んで購入いただけるような契約販売方法ができるとありがたいです」と、
ショップスタッフからの要望が来ています。たくさん売ること、上位プランを勧奨するこ
と、そういうことをもって代理店さんの評価をしているということ自体を改めない限り、
ここは実効性を持たないと思います。

【新美主査】 1ページ目について、今の点、確かに利用実態に即したプランというけれ
ども、店舗評価のいわばタリフがより多く使う方向へ誘導している、そういう問題がある
のではないかという指摘があるんですが、その辺については、選択できるようにという我々
のガイドラインの中でも少し触れておく必要があろうかという気がするんですけども、
適切に選択できるようにしろと言っているのですが、裏でショップのスタッフにこういう
売り方をしろということをするのは、少し自己矛盾に陥るという気がします。この点は少
し注意をして扱わなければいけないと思いますが、事務局のほうとしては今後どういう対
応を考えていますでしょうか。

【内藤料金サービス課企画官】 まず一般論として、現時点で特に具体的にどうというの
はなく、基本的にこの提言をいただいてどうするかを考えるというところであろうかと思
っております。他方で、ガイドラインというものは幾つか今回あって、SIMロック解除

ガイドラインであるとか端末購入補助ガイドライン、あるいは消費者保護ルールがございまして、それぞれ法律上の根拠に基づいてつくっているところがございます。なので、実はルールとしてどこまで書けるかというものはケース・バイ・ケースであろうかと思ひまして、政策論として望ましいものであっても、それを今すぐルールに確実にできるのかという部分があるかと思ひます。北構成員からいただいた部分も望ましいという部類にはなってくるのだと思ひますけれども、例えば、今、奨励金を扱っている話であると、端末購入補助ガイドラインというところになってくると思ひますが、それを今の利用者の著しい不公平といった議論とうまくいかに組み合わせられるかという部分が、ガイドライン化をするにあたっては、必要となろうかと思ひます。そのあたり、埋められるようであればもちろんあるのだと思ひますけど、なかなかそこが埋まらないようだと、フォローアップ会合として望ましいという提言を出していただく形があるのかとは思ひます。

【新美主査】 今の企画官のガイドラインに書けるかどうかというよりは、この料金プランを選択できるために適切な体制を整えるということも、このフォローアップ会合では確認をしておくということで、今の北さんのご紹介があったようなことは必ずしも好ましくはないというのは共通認識として得られていると思ひますので、ルール化できるかどうかはともかくとして、テイクケアをするということはきちんと確認して……。

【内藤料金サービス課企画官】 よろしければ、ここのガイドラインの1つ目のところにそういう項目を設けて記述をするという方向でいかがでしょうか。

【新美主査】 そうですね。その辺はそういう共通認識があったということで進めていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

平野さん、どうぞ。

【平野主査代理】 あと、同じ論点、適合性なんですが、新美先生には釈迦に説法ですけど、アメリカの法律では、黙示の保証（インプライド・ワランティー）という法律がありまして、その中で fitness for particular purpose、お客さんが特定の目的でこういうものを買いたいと言ったときには、合うようなものをお店の側は売らなきゃいけないと、こういう考え方があるんですね。この施行規則、1ページ目の下を見ますとまさにそのようにうまくつくってありますので、今、北さんのおっしゃったようなことはこの精神に反するのではないかなと思ひましたので、ちょっとご参考までにご報告申しました。

【新美主査】 ありがとうございます。この辺もしっかりと確認、認識をしておきたいと思ひます。北さん、たくさんあったということですので、次の項目についてお願いしま

す。

【北構成員】 SIMロック解除についてでございます。まず、現在、端末の割賦代金の不払い等の不適切な行為を防止するためにSIMロックとIMEIロックがあるわけですが、一括購入された端末はそもそもSIMロックをかける合理的な理由はないのではないかとこのことをコメントさせていただきます。

次に、初回の債務不払いが、新規で買った人にはいるとは思っていましたが、機変でもこんなにいるということに正直びっくりいたしました。もちろんこの中には、善意の不払い、例えばよく学生がバイトの金が入らなくて料金が支払えない、でも通話停止になる通停日には料金を支払いに来る人たちでショップが混雑するわけですが、それでもお金を工面できなかった人は通停になる。そういう人を善意の不払いと呼ぶとすれば、転売目的で最初から踏み倒すことを前提に購入する人たちによる悪意の不払いも含まれている。実際、初回不払いの中で、それらがどのぐらいの割合なのかというデータはないのですが、合わせてこれだけいるということを知って驚きました。初回債務の不払いが確定されるのが契約プラス3か月目の中旬から下旬なので、その間、約100日から120日ぐらいの間、SIMロックをかけることに私は合理性があると思います。

ただ、その後通停になり、強制解約となり、一括精算、残債の精算を経て、約180日後にIMEIロックがかかります。しかし実際には、悪意のある購入者は、その前に転売しているわけで、SIMロックはかかっているけれども、IMEIロックがかかるまでの間、いわゆる白ロム端末として流通してしまっている。

ここで2つ問題があると思います。1つは、今はドコモさん以外、auさんとソフトバンクさんは、自社のMVNOに対してSIMロックをかけていますが、SIMロックをかけないようにすると、この白ロム端末の流通範囲が、自社網のみならず、自社MVNO網まで拡大することになります。ドコモは既に自社MVNOに対してロックかけてないのだから何も問題はないとは思いますが、実際にドコモさんで何か問題が起こっているかどうか。起こっていないのであれば、auさん、ソフトバンクさんも自社MVNOに対してロックをかける必要はないですが、もし起こっているのであれば、対象を拡大する事に対して、少し慎重に考えたほうがいい。つまり、実態を見た上で、判断したほうがいいのではないかと思います。

それからもう1点は、SIMロック解除期間を早めるとするならば、その仕組み上、アンロック端末が白ロムとして3か月間流通することになります。それによって何か具体的

に問題が起こるかどうかわからないのですが、何かちょっと気持ち悪いですよね。実際、SIMロックがかかっているかいないかは、中古端末の価格にあまり影響がないとも聞いています。IMEIロックがかかっているかいないかは非常に重要で、Webで調べて×が出れば、その端末は流通できないわけですが、残債が残っている普通の人の端末であっても、調べれば△と表示されるし、悪意を持って踏み倒された端末も、IMEIロックがかかるまでは△と表示されるので、その差がわからないんですよね。もし可能であれば、この気持ち悪さを解消するために、IMEIロックをかけるタイミングも、SIMロック解除のタイミングに合わせて、前倒しにしたほうがいいのではないかと思います。実際にそういうことができるのかできないのか、やる意味があるのかないのか、その辺を検討していただきたいです。例えば、通停になってしまった人が、その後、料金をちゃんと支払えば、即時に通停を解除できますよね。では、一旦IMEIロックがかかった端末を、料金を支払えば、即時に解除することができるのかどうか。そういうことがシステム的にできるのかどうかは私にはわかりません。いろいろ言っていますが、いろいろ難しそうな問題をはらんでいるので、方向性としては今日のアウトプットどおりでいいと思いますが、事業者間でしっかり協議していただきたいと思います。

【新美主査】 ありがとうございます。方向性はこの方向で、その他のことについてもう少し実現可能性について検討してほしいと。

ちょっとそれとの絡みで、私は個人的に北さんの意見も聞きながら疑問に思ったのですが、機種変更のときにこれだけの初回の不払いがあるというのですが、これ、初回に限られているのでしょうか。というのは、常に料金の不払いというのは何%もあるわけなので、要するにバックグラウンドとして。これが初回だけポンと上がっているのか、バックグラウンドとしてどれくらい不払いがあるのかというのは、把握できていますか。

【内藤料金サービス課企画官】 事業者からもらっている数値というものをなかなか触れづらいところはございますが、あくまでも不払いと書いたのは初回不払いですので、先ほどの北構成員の話にもありましており、最終的に未払いになるものはこれよりもぐっと少なくなってくるということでございます。なので、ちょっとこの数値は確かに大きいのですが、初回不払いというものでございますと、例えば口座の番号を間違ったりとか、うっかりとか、あとは初回引き落としして金額が大きい場合が多いと思いますけれども、そういった場合に必要なお金が入ってないというケースも入っているんで、必ずしもこの数値がそのまま最終的に踏み倒されてしまうということにつながるものでないというこ

ろはお含みおきいただければと存じます。

【新美主査】 はい、わかりました。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【石田構成員】 今、国民生活センターでも注意喚起しているのですが、荷受けバイトというのがあります。その荷受けバイトというのは、個人情報全てを事業者に渡して、自分は、何か送られてきたら、それをどこかに転送するだけでアルバイトになるといったようなものです。その荷受けバイトで携帯電話をかなり契約させられていて、それをまた転送してしまいますので、自分の手元には何も残っていないといったトラブルが現在ありますので、数的に現状の数にそういうものがかなり入っているのかなと思ったのですけれども。実態として。

【新美主査】 ありがとうございます。これはまた別の観点からの数字の読み方を少し注意しておく必要があるということでもあります。

ほかにご意見、ご質問。

【巻口電気通信事業部長】 ただいまの荷受け代行について、この数値に入っているかどうかというのは、ちょっと今、わかりませんが、社会的に問題になっておりまして、総務省のほうからも電気通信事業者に対して、特にオンラインで端末を購入されるような方については、送るときに、その荷物のパッケージに、これは中身は携帯電話であって、これをそのまま転送すると犯罪に加担することになる可能性がありますよというような注意喚起をきちんとして、受け取った方がちゃんと、これは携帯が入っていて、これを転送しちゃいけないんだということを知覚するような形をお願いしますという要請を行っているところです。

【新美主査】 ありがとうございます。これはまた防止のための手は打っているということだと思います。

あとほかにご意見ございましたら。ご質問も結構ですが。

北さん、次に。

【北構成員】 さっきの、端末を一括で買われた方について、事務局からコメントがあれば是非。

【新美主査】 そうですね。一括購入についてはどうお考えかということですが。

【内藤料金サービス課企画官】 一括の方についても、債権保全の観点ということからすれば、その段階で一括で払っている方に解除をしない理由というものはないと我々として

も考えてはおります。他方で、実際、大手携帯電話会社のケースですと、ほとんどの方が割賦を使って買われているというところもありますので、その辺、実際どの程度のニーズがあるのかというところを踏まえながら検討させていただく形がよろしいかとは思っております。

【新美主査】 どうぞ。

【北構成員】 いや、結構一括で買っている人はいるんですよ。特に量販店ではポイントを使えるので、量販店のポイントを充当して端末を一括で買う人はいます。あと、クレジットカードや現金で一括で支払って買い上げる人はいいのですが、「一括0円」というのがありまして、「一括0円」というのは「実質0円」とは違うんですね。「実質0円」というのは2年間使うと月月割とか毎月割で「実質0円」になります。「一括0円」というのは、割賦契約なしで0円で端末をもらえます。ただ、何の紐付きもない「一括0円」と、もう一つ、端末購入サポートという仕組みがあって、1年の間に解約すると結構高額の違約金を取られるという条件つきで販売される「一括0円」があります。そうすると、現場では、「実質0円」で買った人はSIMロックを解除できないが、「一括0円」で紐付きなしで買った人はできる、端サポで買った人はできない、現金やクレジットで一括払いの人はできると、かなり複雑になりますので、そういうオペレーションがほんとうに現場でできるのか、という問題があるとは思いますが、私は基本的に、現金、クレジットカードで一括で買ったお客さんを縛る理由はないと思います。

【新美主査】 SIMロック解除が不払い等の防止策だということであれば、今、北さんがおっしゃるとおりですので、この辺は合理的な理由ということでSIMロックの問題を扱っていますので、合理的な理由がないものの例としては、一括あるいはクレジットで一括現金で払っているという場合にはやっぱり合理的な理由がないということで対応していくことが必要なとは思いますが、その点いかがでしょうか。じゃ、舟田先生、どうぞ。

【舟田構成員】 いや、小さなことですけれども、現金とかポイントならわかりますけれども、クレジットカードはどうでしょうね。それ、一括と同じ、現金と同じ扱いにしていでしょうかね。つまり、2か月後に落とされると。しかし、2か月後におりないのを承知で買う場合ですね。そういうことはないですか。

【新美主査】 そのリスクは……。

【北構成員】 キャリアのリスクではないですね。

【新美主査】 キャリアのリスクではないですね。カード会社のリスクで。その辺ではS

IMロックをかける理由はないということにはなりますけどね。

【相田構成員】 クレジットカードで買ったものは、法的には誰の所有物かとかそういう話が。

【新美主査】 所有物はクレジットで買った人のもの。

【相田構成員】 でも、何か、クレジットカード会社が何か権利ありますよね、お金が落ちるまでは。

【新美主査】 特に何か担保を設定しているわけではない。ですから、所有権は買った人ありますから、あとは借金を返すか返さないかだけの話になる。この辺は少しガイドラインのところで合理的な理由があるかないかというところで書き加えていく必要があるかと思えます。

あとほかにご意見、ご質問ございましたら、森さん、お願いします。

【森構成員】 ちょっと蒸し返すような話なのですが、その1番の先ほどの料金プラン選択と適合性の原則のところなのですが、適合性の原則という言葉から入っているので、スマートフォン購入補助のガイドラインじゃなくて消費者保護ガイドラインのほうですけれども、あちらだと適合性原則というのはやっぱり高齢者、未成年者、障がい者。なので、こういう利用実態も我々がいうところの適合性の原則に含まれる属性であって、利用実態に対応した料金プランを選択できるようにする必要があるということは、多分、消費者保護ガイドラインには書いてないので、どこかに書いていただいたほうがいいことです。先ほどの高いプランを買ったら代理店の評価が上がりますということは利用実態に応じた選択ということに反するんじゃないかというご意見、私はそれには全く反対はしないのですが、高いものを売ったら代理店の評価が高いということはどちらかというところと自然なことなので、むしろ利用実態、利用量によって料金が変わりますということをはっきり示して、さらに、「じゃあ、私の利用量はどれぐらいですか」と聞くようなユーザには必ず伝えてあげなさいみたいな、そういうオペレーションにすることをほうが、どちらかというところ、ここでおっしゃっていることについてはより前提となるルールのような気がしました。

以上です。

【新美主査】 今の森さんのコメント、非常に大事だと思います。というのは、こういった説明義務とかいうのは、ほんとうに情報提供だけでいいのか、コンサルティングまでしなければいけないのかというのは常に問題になるわけです。この適合性の原則も、細かな

情報さえ与えればいいということで適合性の原則が満たされるのかというのは非常に難しい問題だと思います。我が国の裁判例なんか見てみますと、どうも適合性の原則を言っているときにはある程度のコンサルティングに応じなさいというところまで言っているような気がします。正面からコンサルティングしなさいとは言っていませんけれども、それに近いことをにおわせるものがありますので、適合性の原則というのは、そういう意味では我が国ではちょっとアメリカとは違った形で動いているということは注意しておく必要があるかと思えます。これは森さんがおっしゃるとおりで、どのようにしていくかというのは少し考えておく必要があると思えます。

【相田構成員】 じゃ、よろしいですか。

【新美主査】 はい。

【相田構成員】 いや、私もさっきからお話を聞きながら考えていたのですが、ずっと契約している人だったら、先月と同じ使い方だったらこのプランで大丈夫ですよって、半年くらいというのでいくと思うんですけども、フィーチャーフォンだった人がスマホに変えるとか、ほんとうに新規に契約するというときに、じゃあスマホにしたらどれくらい通信量が増えるのかというのはなかなか難しいだろうなと思うところで、やっぱり同じ年代の同じような使い方をされる方の場合だとこんなもんですよというような、そういうことで示すのかなというところで、なかなか難しそうだなと思いました。

【新美主査】 この辺、少し慎重にというか、懇切丁寧に書き加えていくということは必要かもしれません。これは少し事務局とまたしっかり検討していきたいと思えます。そのような方向でよろしいですか。ここでの会議の方向性としてそのような方向で。どこまで説明すべきかというのは非常に微妙ですけども、今、相田先生がおっしゃったように、場合によっては単に情報提供だけではなくて、相手のことを考えて情報を選んでいくということも大事だろうということですが、よろしいでしょうか。その辺は、ガイドラインにどのように書くかはちょっと難しいかもしれません。どこかで触れられたらと思えます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。どうぞ。

【内藤料金サービス課企画官】 先ほどの北構成員からあった点の補足でございますが、MVNO向けのSIMロックに関して、NTTドコモの現在の状況を踏まえる必要があるという点がございました。この点、事務局のほうでNTTドコモのほうに確認をしていますけれども、現在、MVNOのユーザ数というのは非常に伸びているという状況にあるので、もしもMVNO向けのSIMロックを解除したことでそのセグメントに悪意の人が

集中するということであれば、MVNOのユーザ数の増に伴って端末の代金を支払わない人の率が上がってくるということになるはずなんですけれども、その点について、不払い件数等について特にそういった状況にはないという形で説明をいただいております。したがって、MVNO向けのSIMロックを解除することによって不正な転売のリスクが上がるということでは、少なくとも先行するNTTドコモのほうでは認識はされていないようであるということをご補足させていただきたいと存じます。

【新美主査】 北さん、よろしいでしょうか。

【北構成員】 はい。

【新美主査】 ほかに何か質問ございますでしょうか。今、SIMロック解除についてのご議論をいただいておりますが、ほかにはございませんか。

北さん、まだありましたら。後半戦で。

【北構成員】 端末購入補助の適正化についてでございます。6ページ目の上から参りますが、この「期間限定で、短期的に増額される場合」という書きぶりなのですが、この期間というのはどのくらいなのかということは指定しなければ意味がありません。ではどうするのか、ということなのですが、実は私も明確なアイデアがあるわけではありません。ヒアリングの中では、キャリアさんのほうから週末等に増額という話が出ていましたから、最低限は週末だと思います。ただ、週末の定義は土・日なのか、最近月曜休みが多いので土・日・月なのか、とかですね。そうすると、キャリアは土・日・月・火までキャンペーンを行うのではないかと。そのようにどんどん考えていくと、ボーナス商戦とか、年末商戦とか、春商戦とか、月次商戦とか、いろいろな期間のキャンペーンがありますから、一体どこで一旦切るのか。私にはアイデアがないので、ぜひしっかりとご検討いただきたい。

ただ1つ、週末に関して言わせていただくと、他の業界もそうかもしれないですが、特に日本の携帯電話業界では、土・日の大安売りが定着しています。これで何が起これるかという、土・日、チラシを見て大安売りということでお客さんが来ます。そうすると、ショップのスタッフを土・日の必要な稼働に合わせて採用しなければならない。一番忙しい日に合わせてですね。そうすると、繁閑の差があるので、平日は人が余ってしまう。また、土・日を大安売りにすると、店舗によっては非常に混雑して待ち時間が非常に延びる。そうすると、お店全体の空気感がピリピリしてきて、スタッフが説明をはしより始める。丁寧に話せる雰囲気じゃなくなってくる。そうすると、説明した、しないといったトラブルが発生しかねない。ということで、あんまりいいことがないんです。だから、ほんとうは

エブリデー・ロープライスがいいのですが、回線販売奨励金を少なくとも土・日限定で増額するというガイドラインで抑えることができると、少し繁閑の差がなくなるのではないかと、ということで、これは一つの要望でございます。ただ、では1か月がいいのか、何か月がいいのかということは、私にはわかりかねます。

2点目は、通信方式の変更を伴うMNPですが、他事業者における契約内容が確認できる書面等の提出によって確認すること、これはマストですね。これなしにキャリア超えの通信方式の変更を伴う場合の奨励金について緩和することは、やっつけたいとは思いません。ただ、実際にどのようなやり方ができるのかということを考えてみると、結構難しいです。紙の請求書を取り寄せているお客さんは、そもそも紙は有料で、ウェブがただなので、非常に少ないですし、フィーチャーフォンユーザーですから、現状の契約状況をドコモならMy docomoとか、そういうサイトを画面で見ることができますが、書面に出力するなど、証左としてどうやって残すのか、かなりややこしい問題があるのではないかと。これは事業者さん間でしっかりと議論していただいて、実効性のある方法を見つけていただき、実行していただきたいと思っております。

それから最後、3点目ですが、4番目の合理的な額の負担というところに、「合理性の判断基準をさらに充実させていくことが適当」とあり、私もまさにそう思いますが、具体的にどのように合理性の判断基準を充実させていくのかということが、今は何も書かれていない。ここに何かしっかりアイデアを入れていかないと意味がありません。

例えばという話ですが、ちょうど本日の参考資料1の7ページに携帯電話事業者の下取り価格という表がございます。ジャストアイデアですが、例えばiPhoneに関して言えば、今iPhone7が出ていますが、2世代前だとすると6ですね。そうすると、例えば「2世代前の端末の下取り価格を下回ってはいけない」とする。これはどういう意味があるかというと、7を買うときに6を持ってくると、6の下取り価格とキャリアさんによる端末補助金を合わせてゼロを潜らなくなります。例えば、ドコモさんのiPhone6の下取り価格が1万7,000円とありますが、下限を1万円としていたら、1万7,000円で買い取ったらマイナス7,000円になってしまいます。下限を1万7,000円にするときれいなのかなと思います。ただ、2世代前がいいのか、1世代前がいいのか。1世代前にすると2万7,000円になるわけです。そこで一つのアイデアとして、例えば激変緩和措置として当面2世代前。しかるべきタイミングで1世代前。さらにその先、今アイデアはないですが、新しいアイデアによって徐々に徐々に合理的な端末価格に近づけていくということ、

ひご検討いただければと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今、3点、購入補助について出て、いずれも極めて重要なポイントなのですけれども、期間限定、それから、どうやって確認してやるのかということと、合理的な額はという、3つあるのですが、これは事務局のほうでもあれこれとご検討なさったと思いますので、何かご意見あればよろしく願いいたします。

【内藤料金サービス課企画官】 端末購入補助ガイドラインの期間限定という部分につきましては、北構成員ご指摘のとおり、いかに定めるかべきかというのは実務的にもなかなか難しい部分であろうかと思えます。これまでもガイドラインの遵守を求めるということが行政指導であったり、報告徴求を行っているということ踏まえると、ある程度広目にとるとということも一つの考え方かとは思っておりますけれども、このあたり、どの位がいいのかというのは今回の提言でこういう方向性をいただければ、実務的に総務省として事業者とも検討した上で、ガイドラインの案というものにつなげていくことができないかと思っております。

あとは、下取りですかね、フィーチャーフォンからスマートフォンへ移行する場合の確認方法というところも似たようなところがございまして、ガイドラインで書いたとしても、実務的に実行が困難なものを書いてもしようがないという面もございます。なので、このあたりも方向性をいただいた上で、最終的にガイドラインなりにつなげていく場合には、我々としても、実務的にも実行可能な形のもので、かつあまりガイドラインが抜け穴とならないような形のバランスを配慮しながら考えていくということかと存じます。

4つ目のトピックに関しては、おっしゃるとおり、合理的な額の負担についていかにあるべきかというところは、我々もなかなかアイデアがないところではございまして、一つの例としていただいたものもあり得るものとは考えますので、このあたり、取りまとめの中に反映をしていただいてもいいということであれば、事務局のほうでそれをガイドラインの検討に向けて具体化していくという方向で考えさせていただければと思っております。

【新美主査】 大体今のようなことで、北さん、それについてさらにアイデアありますか。大体今のような方向でやっていこうということ。

何かありますか。どうぞ。

【藤野料金サービス課長】 あと今の確認のところですね、契約内容の確認について、フィーチャーフォンからスマートフォンの対応についてなんですけれども、マストにすべき

だという指摘だったと思いますが、マストというふうな認識のもとで対応させていただこうと思います。

【新美主査】 ほかにご意見ございますでしょうか。

【太田総務大臣補佐官】 大変貴重な意見をいただきありがとうございます。4点目の合理的な額というところは、第2回会合の際にご議論いただいたように、そもそも基準がないので今は1万円というところに落ちついています。実際には通信事業者から販売店に対して仕切った額というものがあり、今は仕切り値をはるかに下回る価格で継続的に販売されているという状況です。これは第1回会合の際に公正取引委員会の方からも言及がありました。また、中古の買い取り額というのは基準の1つの参考になると思います。最新機種が前の世代より安く買ってしまうということが本当に合理的なのでしょうか。今後、このあたりを時間をかけて変えていくということになるかと思いますが、もしアイデアがあればいただければと思います。

【新美主査】 じゃ、北さん。

【北構成員】 そうですね、私、事務局がたまたま、この7ページに、キャリアの下取り価格という表を載せてくれたので、これをベースにしたらどうかと申し上げましたが、確かに太田さんおっしゃるとおり、市場の中古販売価格というのが一つの目安になりますよね。そこら辺も含めて、ぜひご検討いただければと思います。

【新美主査】 まさに非常に難しく、合理的な額というのは、市場での販売価格というのは、中古端末の価格というのは1つ、大きなメルクマールになると思うんですけども、それがどこまで確実なのかということだと思いますので、その辺は直ちにこの額とは決め切れないと思いますけれども、少し詰めていく必要があろうかと思っています。

これはもう全く総務省の所管とは違いますけれども、端末についてはリサイクル法があるわけで、リサイクル法でいくとちゃんとリユースというのが一番最初に来る目的になるので、それがきちんと動いてないというのは、これはリサイクル法から見るとゆゆしきことなので、ちょっと環境省にもどうなっているのだということを聞いてみてもいいのかもしれないですね。そうすると、リサイクルできちゃんとリユースができているということであればマーケットはちゃんと形成されているわけですが、これは全部というか、ほとんどがリユースではなくてリサイクルのほうに行っちゃっていると、要するに部品として扱っているということになると、ちょっと問題があるかなと。所管法律じゃないのですけれども、携帯の端末という観点から見たら少し問題があるかなという気がします。その辺も含

めてちょっと長期的に見ておく必要があるかなという気がいたします。

先ほどありましたように、合理的な額というのは、いろんな情勢が絡んできますので、太田さんもおっしゃったようなことも含めて少し詰めていくということは考えておく必要があるかと思えます。これは引き続きウオッチしていくということになるかと思えます。

ほかにご質問……森さん、どうぞ。

【森構成員】 1番との関係で、もう先ほど事務局でおっしゃっていただいたこととちょっと重複しますが、抜け道をなくすということももちろん重要だと思うのですが、やはりこの1番との関係ではルールが明確であるということは非常に重要ではないかと思えます。こういう間接的なコントロールしかないということが、要は奨励金を通じてエンドユーザの購入の対価ですね、現実の支払いの対価をコントロールするしかないというようなことは、それはそれでやむを得ないと思えますし、競争法との関係でルールが複雑にならざるを得ない、微妙なものにならざるを得ない、一気に規制してしまうようなことはできないというのは、私も理解できましたけれども、複雑だからといって、複雑なことがしょうがないからといって、不明確でいいということにはやっぱりならないんだろうと思うんですね。ここは、不明確なルールのもとで直接シェアに影響するような競争をすると、それはむしろ全然公正な競争ではないと思えますので、ルールの明確性、何をやっていいのか、何をやったらだめなのかということをはっきりさせるように工夫をしていただければと思います。

【新美主査】 はい、わかりました。これは全体通じての基本的な姿勢だと思います。

【森構成員】 特に奨励金の規制について。

【新美主査】 はい。

ほかにご意見ございますでしょうか。じゃあ、北さん、どうぞ。

【北構成員】 今の話と関係しますが、前回も申し上げたのですが、特に端末価格を合理的な価格にしていくというロードマップのようなものが、ある程度示されないと、事業者さんも、携帯電話の販売代理店さんも、事業計画がつかれないんですよね。自分のお店でiPhoneが来年、再来年、どのくらいの実質価格になっていくのか。今と変わらないのか、どのくらい上がっていくのか。どのくらい上がるかによって、需要も調達も変わってきますし、場合によっては、そんなに上がるのだったら、もうこの事業を畳んでしまおうという経営判断だってありますし、逆に、そのくらい上がるなら体力勝負になるので、ここで

歯を食いしばって頑張って、残存者利益を取ろうという経営判断だってある。しかし、ロードマップがないと、そういう経営判断ができないし、中期計画がつかれないですね。ある程度の価格上昇の目安を示していくことが必要であると思います。

【新美主査】 ありがとうございます。今の点については、どこかでフィクションを設けるということも含めて考えていく必要があるのかなと受け止めましたが、そういう理解でよろしいですか。

ほかに。じゃあどうぞ。

【藤野料金サービス課長】 今、北先生からご指摘いただいた点についてですけれども、こういう方向でというふうなことで今回取りまとめいただくことができましたら、ガイドラインあるいは省令の改正、これ、接続料の省令改正ですけれども、ということで対応させていただくことになるんだと思いますけれども、その中で、今後レビューを行っていくというのと、それから、どういう見地からレビューを行っていくかということを明らかにするような形で対応することを検討していきたいと思います。

それから、前に、ルール上、シンプルで、できるだけ基準を明らかにというご指摘をいただきましたけれども、先ほどの奨励金の場合の臨時増額の期間をどうとるのか、あるいは合理的な額の負担というのはどういう基準で考えるのか、これについては少なくともガイドラインを施行していく上ではこのようなラインだということを明確にするような形でやっていきたいと思います。

【新美主査】 ありがとうございます。大体今の方向で最終的な案をつくっていくということにさせていただきたいと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、非常に濃密なご意見、ご議論をいただきました。ガイドラインを、これではだめだということよりも、もっと具体的に、もっと深くというご意見がほとんどだったと思いますので、いただいた意見を踏まえた上で、さらに適切なものにするために修正を加えた上で、フォローアップ会合の取りまとめとしたいと思います。どう修正するかというのは、いただいたご意見をもとに主査である私にお任せいただいて事務局と詰めてまいりたいと思いますが、そのような計らいでよろしいでしょうか。ご了承いただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後に、高市総務大臣よりご挨拶をいただきたいと思います。高市大臣、よろしくお願いたします。

【高市総務大臣】 新美主査をはじめ、構成員の先生方には、大変ご多用のところ、先月の第1回会合からわずか1か月間という短期間に3回の会議をご開催いただき、大変熱心にご議論いただきました。心からお礼を申し上げます。

「MVNOの拡大を通じた競争の加速」と、「利用者による通信サービスと端末のより自由な選択」という観点から、「SIMロック解除の円滑化」、「端末購入補助の適正化」、「MVNOの競争環境」などについて、具体的な改善策をお示しいただきました。

総務省といたしましては、11月9日に開催予定のモバイル接続料のワーキングチームの結論も含めまして、いただいたご提言をしっかりと受けとめて、ガイドラインの見直し、また省令改正などにより具体的な措置を講じてまいります。

今後ともよろしくご指導ください。皆様のご尽力に深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第3回のフォローアップ会合を終了いたします。これまでの、それこそ高市大臣からお話がありましたように、短期間の間に熱心なご議論をいただいたことを私のほうからも改めて御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。